

国民年金保険料を納めることが難しいときには…

「免除」や「納付猶予」が申請できます

★市民課国民年金係 ☎ 25-11114
支所市民福祉課 ☎ 72-1333
熊谷年金事務所 ☎ 048-522-5012

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、「保険料免除制度」や「納付猶予制度」が利用できます。
また、失業等を理由とした保険料免除の特例申請といった制度もあります。

◆利用の際は申請を

令和6年度分（令和6年7月～令和7年6月）の保険料に関する免除や納付猶予の申請を受け付けています。原則、申請は毎年度必要です。

※ただし、昨年度に全額免除または納付猶予の承認（特例申請による承認を除く）を受けた方が、あらかじめ継続申請を希望している場合、今年度の申請は不要です。送付される審査結果を確認してください。



保険料免除制度

要件 本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合
※免除される額は、13ページ表1のとおりです。

納付猶予制度

要件 20歳以上50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合
※保険料免除制度、納付猶予制度とも申請時から2年1か月前まで遡って申請できます。保険料を未納のままにしておく、

老齢基礎年金、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。詳しくは、13ページ表2をご覧ください。



失業等による特例申請

失業等を理由とした保険料の免除申請（＝特例申請）です。失業した方の所得については、申請にあたって所得額の審査対象から除かれます。

※申請が可能な期間は、失業日（＝退職日の翌日）を起算日として、その前月から翌々年の6月までです。

◆申請のしくみ

申請方法 申請書及び必要書類を郵送または直接申請窓口へ

※詳しくは、日本年金機構HP及び申請窓口で配付の申請書をご覧ください。

必要書類

・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
・年金手帳または基礎年金番号通知書

※郵送申請では、写しを送付してください。

※失業等による特例申請の場合、そのほかにも必要な書類があります。詳しくは、お問い合わせください。

申請窓口 市民課国民年金係、支所市民福祉課

▼マイナンバーカードで電子申請が可能に

マイナンバーカードがあれば、スマートフォン等からいつでも電子申請が可能です。

※事前にマイナポータルでの利用者登録が必要です。



マイナポータル

産前産後期間の免除制度

産前産後の一定期間について、届出することで保険料の免除が受けられます。

免除となる期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間

※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

なお、出産日が平成31年2月1日以降で、すでに保険料を納付している場合、保険料の還付が受けられます。

※詳しくは、市HP及び日本年金機構HPをご覧ください。



日本年金機構



市HP

表1 免除等の所得基準額（所得審査対象者全員の前年所得が下記の計算式で計算した金額以下であること）

免除の区分	所得基準額
全額免除・納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円
4分の3免除	88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4分の1免除	168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

表2 免除等と将来の年金受給との関係

免除等の区分	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	受給資格期間	年金額	保険料納付要件
全額免除	算入される	8分の4が反映	算入される
4分の3免除		8分の5が反映	
半額免除		8分の6が反映	
4分の1免除		8分の7が反映	
納付猶予		反映されない	
産前産後免除		納付済期間とみなす	
未納	算入されない	反映されない	算入されない

※一部免除の場合、納付すべき保険料を納めないと、未納と同じ扱いになります。また、免除等を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること（＝追納）ができます。追納すると、将来受け取る年金額は減少しません。

物価高対応

令和6年分所得税・令和6年度分住民税定額減税に係る調整給付金の給付について

対象となる方には、7月中旬以降に本庄市から通知を発送します。

物価高に対応するため、令和6年分の所得税と令和6年度分の住民税から合わせて1人4万円（扶養親族1人につき4万円を加算）の減税を行っています。

その際、減税しきれない額が発生した方に対しては、差額を調整給付金として給付します。

※詳しくは、市HP及び国税庁HPをご覧ください。

○所得税及び住民税の調整給付について
市給付金コールセンター ☎ 25-1107

○定額減税の制度について

住民税：市課税課 ☎ 25-1123

所得税：給与支払者向け所得税定額減税コールセンター ☎ 0120-741-237



市HP



国税庁

新たに今年度から

住民税非課税となる世帯・

住民税均等割のみ課税されている世帯

に対する **給付金** のお知らせ

対象となる世帯には、7月中旬以降に本庄市から通知を発送します。

対象 基準日（令和6年6月3日）において市内在住で、令和6年度住民税が非課税または均等割のみ課税されている世帯

※ただし、令和5年度に給付対象となった世帯や、住民税が課税されている方から世帯全員が扶養を受けている世帯は対象外となります。

支給額 10万円

◆お子さんがいる世帯には追加給付を行います

対象 上記のうち、平成18年4月2日から令和6年10月31日までに生まれた（生まれる）お子さんがいる世帯

次に該当する世帯については通知が発送されない場合があります。コールセンターへご連絡ください。

・本庄市で課税状況が把握できない世帯（令和6年1月2日以降に転入した方や住民税未申告の方がいる世帯など）
・世帯構成が変更となった世帯（離婚や死亡等）
・配偶者からの暴力（DV）等の理由で避難している世帯

支給額 5万円（こども1人につき）

※詳しくは、市HPをご覧ください。

★市給付金コールセンター ☎ 25-1107



市HP